



児童虐待防止の
シンボルマーク
オレンジリボン

令和 5 年 4 月 17 日

市政記者クラブ様

子ども青少年局子育て支援部
(児童虐待対策に係る企画調整担当)

担当：越・大塚

電話：052-972-3979

児童虐待防止推進月間（5月）における広報啓発の取り組みについて

1 趣 旨

平成 25 年 4 月に施行された「名古屋市児童を虐待から守る条例」において、毎年 5 月と 11 月を児童虐待防止推進月間とし、児童を虐待から守り、児童虐待問題について、深い理解と協力を得ることができるよう、各種の P R 活動を通して、市民及び関係者への呼びかけを行っています。

5 月は名古屋市独自の「児童虐待防止推進月間」であり、新入学などにより環境が変わった子どもとその保護者や、就職により新たに児童に関する業務に従事することになった方などを対象に、児童虐待の予防や早期発見についての知識の普及などを旨とするものです。

〔毎年 1 1 月は、厚生労働省が主唱する「児童虐待防止推進月間」として全国的な広報啓発活動を行っています。〕

また、この機会に、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」のさらなる普及を図ります。



2 実施内容

(1) 「とだがわこどもひろば」における児童虐待防止キャンペーン

日 時：令和 5 年 5 月 5 日（金・祝）10：00～

場 所：とだがわこどもランド

内 容：簡単なアンケートの実施と啓発
物品（ミニタオル）の配布



（ミニタオル）

(2) 児童虐待防止 PR

日 時：令和 5 年 5 月 7 日（日）9：00～

場 所：東山動植物園

内 容：啓発物品（ミニタオル）の配布

(3) メディアの活用による広報啓発

- ア 中京テレビ「名古屋市政情報番組 林修のナゴヤかるた」
放送日：令和5年5月14日（日）17：25～17：30
内 容：児童虐待の現状や相談窓口を周知
- イ 名古屋駅スクエアビジョン（地下鉄名古屋駅南改札外）
掲出期間：令和5年5月8日（月）～14日（日）
内 容：児童虐待の通告先や相談窓口を周知

(4) 新入学児童と保護者向けの広報啓発

市立小学校在籍の新小学校1年生とその保護者に、児童虐待に関する基本的知識と相談先を示したリーフレットを配付（5月中に学校を通して配付予定）

(5) 関係機関職員向け研修会の開催

- テーマ：「こどもまんなか社会」を目指して
～こども家庭庁の創設とこども基本法の制定～
- 対 象：社会福祉事務所職員、児童相談所職員、児童養護施設等職員、
保育士、学校関係者、民生委員児童委員 等
- 講 師：磯谷 文明 弁護士
- 日 時：令和5年5月26日（金）～6月11日（日）【ウェブ開催】

(6) 他の広報啓発

- ア 広報なごや、本庁舎正面玄関への広報用看板掲出、ラジオ放送、地下鉄駅内の旅客案内装置、「なごや子育てアプリ NAGOMi（なごみー）」などを利用したPR
- イ 期間中、本市職員（課長級以上）のオレンジリボンバッジ着用
- ウ 各区の独自取組み（5月・11月を中心に通年で実施）

3 その他の取り組み

(1) 親子のための相談 LINE【令和5年2月から開始】

子育てや親子関係について悩んだときに、匿名でも相談可能

(24時間 365日受付)



(親子のための相談LINE)

(2) なごやっ子 SOS（子ども電話相談事業）

子育てに関する悩みや不安に関する電話相談窓口

電話番号 052-761-4152（よいこに） (24時間 365日受付)